

(仮称) 刈谷駅地域交流拠点施設設計施工業務委託  
公募型プロポーザル

実施要領

令和7年4月

※令和7年5月13日訂正版

# (仮称) 刈谷駅地域交流拠点施設設計施工業務委託公募型プロポーザル 実施要領

## 1 目的

(仮称) 刈谷駅地域交流拠点施設（以下「カリコプラス」という。）は本市の玄関口である刈谷駅において市民や来街者にシティプロモーションができる施設として整備し、本市及び刈谷駅周辺施設等の情報発信の拠点とするものであり、これを設計施工する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式で選定する。この要領は、(仮称) 刈谷駅地域交流拠点施設設計施工業務（以下「本業務」という。）について、最も適した事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名称

(仮称) 刈谷駅地域交流拠点施設設計施工業務

### (2) 業務内容

別紙1「(仮称) 刈谷駅地域交流拠点施設設計施工業務委託公募型プロポーザル業務仕様書」のとおり

### (3) 業務場所

刈谷市南桜町

### (4) 業務限度額

総額 27,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

### (5) 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

## 3 選定スケジュール

事業者選定の日程は以下のとおりとする。なお、本市の都合により日程を変更する場合がある。

項目	日程
公募の開始	令和7年4月18日（金）
現地見学会参加申込期間	令和7年4月18日（金）～4月25日（金）
現地見学会	令和7年5月 7日（水）
質問書提出期限	令和7年5月16日（金）
質問書に対する回答	令和7年5月28日（水）

参加表明書等提出期限	令和7年6月 4日（水）
参加資格審査結果通知	令和7年6月11日（水）
技術提案書の提出期限	令和7年6月18日（水）
技術提案ヒアリング （プレゼンテーション）	令和7年6月26日（木）
技術提案審査結果通知	令和7年7月上旬予定

#### 4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加表明書提出期限の日において、刈谷市入札参加資格者名簿に登載されており、参加表明書提出期限の日から契約締結日までの間、本市において入札参加資格を一定期間停止され、又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 参加させる協力事業者を含め、提案する工事内容に必要な建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく必要な許可を受けていること。かつ本業務の建設工事の施工能力があること。
- (4) 参加させる協力事業者を含め、提案する工事内容に必要な建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく必要な資格を有していること。
- (5) 参加表明書提出期限の日から契約締結日までの間、本市において「刈谷市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する事務取扱要領（平成20年4月1日施行）」第4条第1項に規定する排除措置を受けていないこと。参加させる協力事業者も同様の扱いとする。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

#### 5 現地見学会参加の手続

現地見学会に参加する場合は、現地見学会参加申込書（様式第1）を、次のとおり提出すること。

##### (1) 提出期限

実施要領の公告時から令和7年4月25日（金）午後5時まで

##### (2) 提出方法

刈谷市役所都市政策部まちづくり推進課（以下「事務局」という。）宛て電子メール

(machi@city.kariya.lg.jp) で、件名に「(仮称)刈谷駅地域交流拠点施設設計施工業務委託公募型プロポーザル現地見学会参加申込書(事業者名)」の文字を入力し提出すること。また、質問書の提出後電話にて事務局に受信確認をすること。

### (3) 詳細の通知

現地見学会に関する詳細(場所、時間、参加人数、注意事項等)については、各参加希望者に別途通知する。なお、本現地見学会は都合により実施しないことがある。

## 6 質問の手続

本業務に関する質問がある場合は、質問書(様式第2)を、次のとおり提出すること。

### (1) 提出期限

実施要領の公告時から令和7年5月16日(金)午後5時まで

### (2) 提出方法

事務局宛て電子メール(machi@city.kariya.lg.jp)で、件名に「(仮称)刈谷駅地域交流拠点施設設計施工業務委託公募型プロポーザルに関する質問(事業者名)」の文字を入力し提出すること。また、質問書の提出後電話にて事務局に受信確認をすること。

### (3) 回答方法

質問に関する回答は令和7年5月28日(水)までに刈谷市ホームページにて掲載する。

## 7 参加表明の手続

### (1) 提出書類及び部数

名称	部数	備考
ヒアリング参加表明書	1部	様式第3
業務実績表	1部	様式第4
業務実施体制	1部	様式第5
建設業法及び建築士法に基づく許可証及び免許証の写し	1部	「4 参加資格」の(3)及び(4)に示す許可及び資格を有していることを証明する書類

### (2) 提出期限

令和7年6月4日(水)午後5時まで

### (3) 提出方法

事務局宛て電子メール(machi@city.kariya.lg.jp)で提出すること。

### (4) ヒアリング参加資格確認結果の通知

令和7年6月11日（水）午後5時までに、各参加希望者に電子メールにて通知する。

## 8 技術提案の手続

### (1) 対象者

参加表明書を提出した者

### (2) 提出書類

#### ア 技術提案書（任意様式）

業務仕様書（別添）の内容を踏まえ、以下のA～Eについて記載すること。

用紙は日本工業規格A3サイズ（横）、5枚以内に記載すること。使用する文字の大きさは10ポイント以上とし、チャート、イラスト、図表等の使用や着色は自由とする。

本業務の実施に際し、施工性、安全性、工程計画等、創意工夫する技術的特徴を具体的に記載すること。（カタログ等参考資料を技術提案書とともに提出することは差し支えない。）

#### A 計画概要

- ・整備方針
- ・その他提案の特徴など

#### B 仕様一覧

- ・カリコプラス及びそれに関連する施設、電気設備、消防設備等（具体的な配置は提案時点で可能な範囲を記載すること）
- ・その他、特許、実用新案等の名称及び内容等

#### C 計画図等

- ・内装イメージ図
- ・仮設計画図
- ・その他、関連する図面

#### D 工程表

- ・デザイン変更、修正設計、工事、各種申請等を含めた全体工程表

#### E 体系図

- ・本業務の実施体系図（内装業務とコンテンツ制作業務を一括として管理できる体系を提示すること）

#### イ 見積書

見積書に記載された金額が業務限度額27,000千円を超えている場合、そ

の参加希望者は失格とする。また、単に見積書の総額のみを記載するのではなく、各項目の内訳金額を記載すること。

(3) 提出部数

提出する技術提案書は1提案に限ることとし、製本1部、副本（ヒアリング用）11部、電子データ1部（CD-R）を提出すること。A4フラットファイルに綴じて（A3用紙はA4サイズに折り込むこと。）インデックスを使用し、表紙及び背表紙に業務名、応募者名を記載し提出すること。

(4) 提出期限

令和7年6月18日（水）午後5時まで

(5) 技術提案書の提出

ア 持参又は郵送すること。持参の場合は土日祝日を除く午前9時から午後5時までに、郵送の場合は期限までに到着するように発送すること。

イ 提出先

〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地  
刈谷市都市政策部まちづくり推進課

(6) 技術提案ヒアリング

技術提案内容を審査するため、以下のとおり技術提案ヒアリング（プレゼンテーション）を実施する。

ア 各提案者の説明時間は20分とし、続いて質疑応答の時間を設ける。

イ 説明者は、代表作品の設計実績及び本施設整備に対する考え方について、提案書の記載内容について特に強調したい事項等を説明するものとする。

ウ プレゼンテーションソフト等を使用したスライド投影により説明するものとする。

エ スライド内容は、原則、提案書に記載された文章、写真、イラスト、イメージ図等の範囲内とする。ただし、提案書に記載された内容と同じ趣旨であれば、表現方法の変更や補足説明資料の使用を認める。

オ 追加資料の配布、拡大用紙（パネル）やホワイトボードの使用は認めない。

カ パソコン（パワーポイント等のプレゼンテーションソフト等を含む）は、参加者が用意するものとする。

キ プロジェクターについては、事務局で用意した機種を使用する。

ク 技術提案ヒアリングに関する詳細（場所、時間、参加人数、注意事項等）については、各提案者に別途通知する。なお、本ヒアリングは都合により実施しないことがある。また、提案者が多数となった場合には、説明時間の短縮又は提出書

類の事前審査によりプレゼンテーション審査を実施する事業者を限定することがある。

## 9 技術提案審査及び受託候補者の決定

### (1) 技術提案の審査

ア 提出された技術提案は、審査委員会（以下「委員会」という。）で選定を行う。委員会は、提出書類及びプレゼンテーションの結果を基に各提案に順位付けをする。

イ 委員会の委員（以下「委員」という。）は順位決定のため、以下に示す「評価項目」に基づき各提案者の評価点を算出する。各委員の採点を集計し、各提案の合計点を算出し、最も点数の高かった者を受託候補者とし、次に高かった者を次点候補者とする。

ウ 合計点が最も高く、かつ同点となった場合には、提案価格がより低い者を受託候補者とし、次に低い者を次点候補者とする。ただし、実施する整備内容は関係者との協議の上決定するため、受託候補者の提案内容の全てを実現させるとは限らない。

### (2) 評価の視点

評価の視点	内容	参考
業務実績	企業の実績に関する内容	
業務理解	業務の内容や本市の特性を理解しているか	
工程・実施体制	実現性の高い工程・体制であるか	
内装デザインに関する提案	QRコードの活用に関する内容	業務仕様書 3
	名古屋方壁面の活用に関する内容	業務仕様書 3
	待合、休憩スポット機能に関する内容	業務仕様書 3
	ビジュアルデザインに関する内容	業務仕様書 4
	管理・運用のしやすさに関する内容	業務仕様書 4
発表方法	提案のわかりやすさに関する評価	
総合評価	全体を通して優れた提案か	

### (3) 採点方法

複数の提案をそれぞれ評価する相対評価を原則とし、次に示す6段階評価とする。採点は、各項目の配点に評価ごとの係数を乗じて算出する。

評価	評価の意味合い	係数
A	特に優れている、高度な能力を有する。	1.0

B	優れている、十分な能力を有する。	0.8
C	普通、標準。	0.6
D	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。	0.4
E	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。	0.2
F	指定した記述項目は網羅されていない、又は不適切な記述内容である。	0.0

(4) 技術提案書審査結果の通知

技術提案書審査結果は、令和7年7月上旬に技術提案審査通知書により参加者全員に電子メールにより通知する。なお、審査結果についての異議申し立てはできない。

(5) 事業者の決定方法

本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式によるものとし、受託候補者及び次点候補者を選出し、受託候補者と協議が整った場合は受託候補者、受託候補者と協議が整わない場合は次点候補者を事業者として決定する。

## 10 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者となった者は、受注者として業務委託契約に係る協議を本市と実施した上で、業務委託契約を締結する。

(2) 契約の枠組み

ア 契約当事者

本市（発注者）及び事業者（受注者）

イ 締結時期

令和7年7月上旬（予定）

ウ 契約の概要

技術提案及び業務委託契約に係る協議内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき業務に関する内容や金額、支払方法等を定める。

エ 契約金額

技術提案で提示された金額を原則とするが、関係者とのデザイン協議の結果、提案に対して要素の削減等があった場合はこの限りでない。

## 11 失格要件

次の要件に一つでも該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
  - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
  - イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - エ 虚偽の内容が記載されている場合
  - オ 見積書の記載事項が確認できない場合
  - カ 見積書の金額を訂正している場合
  - キ 見積書に記載された金額が業務限度額 27,000 千円を超えている場合
- (2) 内容の問合せ等に応じなかった場合
- (3) この要領に定める手続以外の手法により、委員又は関係者に対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (4) 提案に際して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為をした場合
- (5) 「4 参加資格」に定める資格を失った場合

## 1.2 その他

- (1) 提出された技術提案書等は返却しない。
- (2) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、事務局にて複製を作成する。
- (3) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、刈谷市情報公開条例（平成 12 年条例第 4 号）の規定に基づき、提出書類を公開することができるものとする。
- (4) 本市は受託候補者選定後、選定された特定者の提出案に拘束を受けないものとする。
- (5) 提出された技術提案書等は差し替え及び再提出をすることはできない。ただし、提出期限内での誤字等の軽微な修正はこの限りではない。
- (6) 本業務の実施にあたっては、業務実績表に記載された技術者は、特別な理由があると認められる場合を除き変更することはできない。
- (7) 本業務の実施にあたっては、提出済みの体系図に記載された協力会社は、特別な理由があると認められる場合を除き変更することはできない。
- (8) 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成 4 年法第 51 号）に定める単位に限る。
- (9) 本市は特に必要があると認めたときは募集の延期又は中止並びに取り消すことがある。予測されるリスクと責任分担については、別紙 5 によることとし、参加者は

負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと。

(10) このプロポーザルに要する費用は、全てプロポーザル参加者の負担とする。

### 13 問合せ先

住 所：〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町一丁目1番地

事務局：刈谷市役所 都市政策部まちづくり推進課 都市拠点係（刈谷市役所6階）

電 話：0566-62-1022

F A X：0566-23-9331

電子メール：machi@city.kariya.lg.jp